

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

#### I 2012年最終号特別企画「2012年を振り返って」

～中国独占禁止法に基づく企業結合届出審査の遅滞とその後～ 弁護士 中川 裕茂

#### II 中国相談室

胡 絢静 中国弁護士

#### III 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局による外商投資パートナーシップ企業の外貨管理に関する問題の通知(国家外貨管理局)
- 職業健康検査管理弁法(意見募集稿)(衛生部)
- 深セン経済特区失業保険若干規定(深セン市)
- 飲食サービス業管理弁法(第二次意見募集稿)(商務部)
- 建設市場管理条例(意見募集稿)(国務院)
- 大型遊具安全監察規定(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)
- オーガニック製品認証管理弁法(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)
- 省エネ製品認証管理弁法(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)
- 製品品質申立処理弁法(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)

#### IV 中国万感

～一人っ子政策～ 顧問 杜 雲華

## I 2012 年最終号特別企画 「2012 年を振り返って」

### 2012 年を振り返って ～中国独占禁止法に基づく企業結合届出審査の遅滞とその後～

弁護士 中川 裕茂

2012 年は、9 月の日本政府による 3 島の国有化の決定に対する反日抗議活動による影響で振り回された年となった。振り回されたといっても、取り扱っていた案件が中止したりした例は少数であり、例えば 9 月時点で弊事務所で取り扱っていた中国向け投資案件・M&A 案件は多くがそのまま進められている。むしろ問題は、島の問題があつてより複雑化し、考えなければならない不確定要素が増えたことにある。

例えば、政府の認可を必要とする案件で政府の対応に不確定性が増し案件のストーリーに微妙な影を落としている、労働案件で労働者の心理において相手が日本企業であることが影響を与えるようになっている、また、日本絡みの通商案件では政府の動きを読むことが困難になり政府へのアクセスが難しくなっている、等である。

その中で、政治問題が引き金となって生じた大きな影響の一つとして、商務部への企業結合届出の現状と今後について紹介したい。

クロスボーダーの M&A 取引で世界各国での企業結合が必要になる案件では、9 月以前から中国が足を引っ張ることが常識であった(つまり、中国以外の独禁当局の承認が下りているにもかかわらず、中国の企業結合審査のみが遅れクロージングできないという状況)。しかし、9 月以降はさらに状況が悪化している。例えば次のような案件がある。

- ・ 8 月に届出文書を提出したが、正式な立件が現時点でも行われずにいる。その間、補充的な質問と回答が交わされたが、10 月以降は特に商務部から補充質問も来ないまま現在に至り、ようやく補充質問が再開した。
- ・ 7 月に届出書を商務部に提出し、8 月に受理されたが、二次審査の期限ぎりぎり承認が下りた。

より分析的に考えると、現時点での状況を元に考えれば、中国での企業結合届出は、次のとおり届出資料の準備から承認まで、トータルで半年から 1 年の時間を必要とするものと覚悟する必要があると思われる。

届出事業者は、1<sup>st</sup> ステップとして届出資料を商務部に提出し、「提出事項受理書」の発行を受けるが、当該書面は届出の正式受理(立件)を意味しない。「立件通知」(立案通知)が発行されて始めて正式な受理である。この正式な受理までは特に法的な期限はなく、商務部の裁量によるところが大きい。筆者の感覚では本年 9 月までは 2 週間から 2 ヶ月半程度必要であるというところであったが、現時点においては状況が大きく異なり、商務部の無限定の裁量に委ねられ、特段問題がなくとも、3 ヶ月から 6 ヶ月程度を見込むべき事態になっているように思われる。今後の政治状況の変化によっては以前のような状態に戻るかもしれないが、楽観視はできない。

一次審査の審査期限は、正式な受理の日から 30 日である。弊事務所の取り扱い案件で 2012 年 8 月に一次審査の期限内に承認が出たケースもあったが、多くのケースで審査期限は延長され二次審査に入っていた。この点、9 月までの勝負どころは、二次審査の期限である 90 日内のどの段階で承認を得るかであったことが多かった。しかし、9 月以降は、商務部では二次審査の審査期限の間近まで審査を引っ張るのが常識になるのではないかとと思われる(つまり、立件から 120 日ぎりぎりまで要するのが原則となる可能性がある)。今後の政治状況の好転が望まれるところである。

一方、二次審査については、次の場合には、60 日を上限として延長することができる(最終審査)。

- ① 事業者が期間の延長に同意した場合

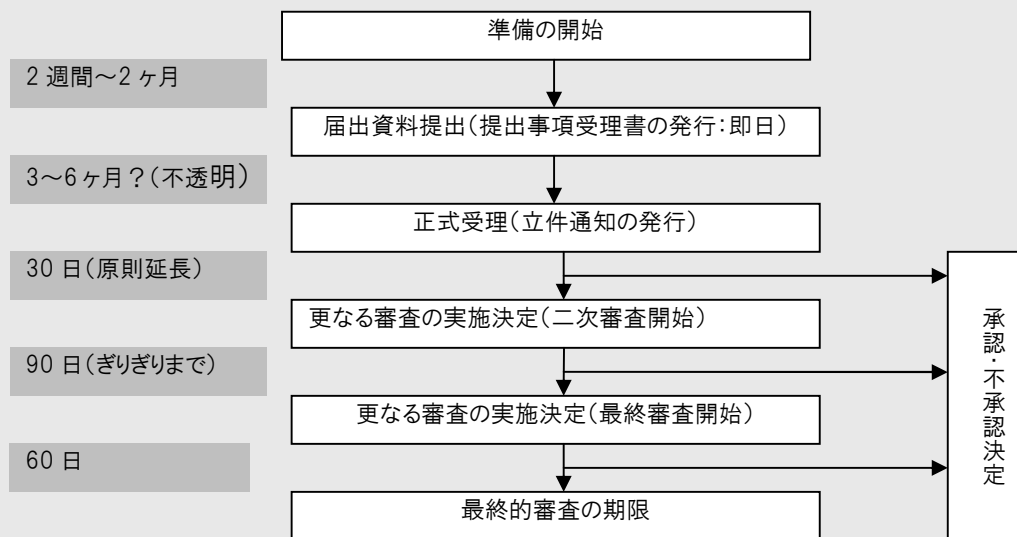
② 事業者の提出した文書又は資料が不正確であり、更なる事実確認を必要とする場合

③ 事業者が届出を行った後、関連する状況に重大な変化が発生した場合

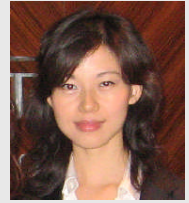
今後は、競争法上の問題のない事例でも最終審査に入ることがあるのかが問題である。ただ、競争法上問題のないような案件にまで、例えば、商務部が無理に小さな問題でも②の理由を見つけて最終審査にまで入るといったことは政府の行動様式からしてさすがにないのではないかとと思われるが、それもやはり不確定要素がある。

日本では自民党の衆議院議員総選挙圧勝により少なくとも安定的な政権運営が可能となった。日中政治関係への影響が吉と出るのか凶とでるのか分からないが、日本の企業にとって状況が早く改善されることが待ち望まれる。

2012年9月以降の企業結合審査の時間的イメージ



## II 中国相談室



中国弁護士 胡 綸靜

Q: 外商投資企業が期限満了前に解散した場合に労働契約はいつの時点で終了するのか？

労働契約法 44 条(5)によると、使用者が期限満了前に解散を決定した場合、労働契約が終了するとされています。当該規定から、①使用者はどういったプロセスを経れば「解散を決定した」といえるのか、②使用者はいつの時点で従業員との労働契約を終了させることが可能であるかが明らかではありません。

①について、実務的には以下のプロセスが必要とされます。まず、期限満了前に解散する事由が発生し、解散に関する株主会もしくは董事会の決議が合法的に行われたことが必要です。合法的というのは、株主会、董事会の招集等が法令や定款に定められた手続きを踏んで行われたことを意味します。

また、外商投資企業の場合は、解散について設立時の認可機関から認可を得る必要があります。認可機関は解散を認可するかどうか一定の裁量権を有しますので、必ず認可を得られるとは限りません。使用者としては、正しく解散事由を有すること、合法に解散決議を行ったこと、実際に経営を停止したもしくは経営停止の計画を立てていることを申請資料として認可機関に提出することが、認可を得るのに有利に働きます。また、認可申請時に、従業員安置案(従業員への通知・説明・交渉結果を含む)の提出が求められる場合もあります。

それでは、実際に使用者は労働者との労働契約をいつの時点で終了させることが可能でしょうか？この点、①解散決議がなされた時点、②認可機関から解散の認可を得られた時点、③清算手続きを終え、工商登記を抹消した時点などが考えられますが、法文上は明確ではありません。これについては、労働契約の終了日を従業員と合意できていない場合が問題となります。

この点について、実際に争いになった裁判例<sup>1</sup>があります。被告は上海にある外商投資企業でしたが、グループ全体の生産機能の他社への統合に応じて、生産活動を停止し、期間満了前の解散を決めました。その後、被告は、2009 年 7 月 15 日付けで社内のホームページにて従業員安置案を公表しました。従業員である原告は、2009 年 8 月 3 日付けで被告の従業員安置案(2009 年 12 月 31 日付けで労働契約を終了すること)を一旦受け入れましたが、2009 年 12 月 29 日付けで被告に対し、労働契約を被告の工商登記抹消までに継続させるべきであり、2009 年 12 月 31 日付けで労働契約を終了する合意を撤回する旨を申し入れました。それに対し、被告は、2010 年 1 月 25 日までには会社運営の停止が予定されるため、原告との労働契約を当該 1 月 25 日付けで終了することを告知しました。一方、被告は 2009 年 11 月 10 日付けで期限前解散の決議をし、2010 年 1 月 22 日付けで認可機関から解散の認可も得ました。その後、被告は従業員である原告に対し、原告との労働契約を 2010 年 2 月 3 日付けで終了する旨を通知し、当該終了日までの給料、手当て及び経済補償金を支給しました。しかし、原告が受け入れないため、上海浦東新区人民法院で争うこととなりました。上海浦東新区人民法院は以下の考えを明らかにし、被告の 2010 年 2 月 3 日付けで労働契約を終了する決定は何ら法律に反するものではないと判断しました。

<sup>1</sup>上海市浦東新区人民法院 (2010) 浦民一(民)初字第 15408 号 (2010 年 11 月 22 日)

会社が清算手続きに入った後、法人格はなお存続しているが、権利能力は制限され、清算目的に必要な会社財産の処理、債権者への通知、清算のための履行が完了していない業務の処理、債権債務の処理を除き、他の業務を行うことができない、原告の職務は製品のエンジニアであって、清算目的に必要な業務には含まれず、それゆえ客観的に被告は原告との労働契約を継続履行することはもはやできない、また、従業員との労働契約を終了させ、労働関係から生じる債権債務を処理することは清算過程で行われる重要な一環である、というものです。

この判決に従いますと、外商投資企業の場合、基本的には、使用者は、認可機関から解散の認可を得られた時点で労働契約を終了させることが可能です。ただし、この判決の趣旨からしますと、清算業務と関連する職務にある従業員（たとえば財務担当の者がこれに含まれ得るものと思われます。）については、当然に終了するものではないという可能性を残しています。実務的には、清算業務に当たらせる従業員とは別途労働条件等を変更合意した上で、責任をもって清算業務に当たらせるという配慮がなされているケースが多いようです。

なお、中国では、裁判所の裁判例には他の案件に対する拘束力がないため、他の案件で裁判所が同様の解釈を行うとは限りません。また、解散・清算手続きにつきましても、地域差が認められるところですが、本件は、外商投資企業の期限前解散に際する労働契約の終期に関する裁判所の考え方を示したものとして参考になるものと思われます。

以上

### Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

#### 最新中国法令の解説

##### <外貨管理>

**国家外貨管理局による外商投資パートナーシップ企業の外貨管理に関する問題の通知(国家外貨管理局)**

[ポイント] 本通知は、外商投資パートナーシップ企業(Foreign-Invested Partnership Enterprise, “FIP”)の外貨管理を簡素化・柔軟化するものである。例えば、FIP は外貨登記が完了した後の銀行口座開設、ファンド資金の人民元転、口座からの支払いなどは外貨管理局の個別認可が原則必要とされていたが、銀行限りの手続により行うことができるものとした。また、FIP の利益の国外送金についても、銀行に対する申請(利益分配の決議、納税証明等)により行なうことができることとされた。この他、FIP が外貨登記を行なうのには一定の時間がかかるところ、その間に投資家からの投資を受け入れる手段がなかったが、前期費用口座を外貨管理局の認可を経て開設し、外貨登記完了前の資金の受け入れを可能とした。

(2012年11月19日公布、同年12月17日施行)(匯発[2012]58号)

[原文] [国家外汇管理局关于外商投资合伙企业外汇管理有关问题的通知](#)

##### <労働・社会保障>

**職業健康検査管理弁法(意見募集稿)(衛生部)**

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は「[職業病防止改善法](#)」に基づく職業健康検査やこれを行う職業健康機関の監督について定められたものである。「職業病防止改善法」は、職業病危険に接触する作業に従事し、又は従事した可能性のある従業員に使用者費用負担に退職前などに職業健康検査を行うことなどを義務づけているが、本弁法はその職業健康検査を行う機関を対象としたものである。

[原文] [职业健康检查管理办法\(征求意见稿\)](#)

**深セン経済特区失業保険若干規定(深セン市)**

[ポイント] 本規定は、「[社会保険法](#)」に基づき、深セン市が市内の使用員の失業保険について定めたものである。本規定施行前は、使用者は深セン市戸籍の従業員のみについて失業保険に加入すれば足りたが、本規定は、従業員の戸籍にかかわらず失業保険に加入すべきものとされている。また、保険料の使用者負担部分は深セン市の最低賃金の2パーセント、従業員負担部分は同じく1パーセントとされている。

(2012年7月9日公布、2013年1月1日施行)(深セン市第5届人民代表大会常务委员会公告第88号)

[原文] [深圳经济特区失业保险若干规定](#)

##### <飲食サービス業>

**飲食サービス業管理弁法(第二次意見募集稿)(商務部)**

[ポイント] 本弁法(第二次意見募集稿)は、飲食サービス業の監督管理について定めたものである。本弁法の第一次法案が9月に公表されていた(本ニュースレター10月15日号)が、その後修正が行われ、再度法案が公表された。第一次法案よりも、販売促進活動に対する規制が強化され、販売促進活動の期限、方法、商品の範囲などを明示することが新たに義務づけられるなどの修正が行われている。

(意見募集期間:2012年12月4日~12月15日)

[原文] 餐饮业管理办法(第二次征求意见稿)

### <建築業>

#### 建設市場管理条例(意見募集稿)(国务院)

[ポイント] 本条例(意見募集稿)は、建設プロジェクト(土木プロジェクト、建築プロジェクト、線路・パイプライン及び設備据付工事、内装工事)の新築、改築、増築に従事する業者などに適用されるものである。本条例は、政府機関の幹部によるプロジェクトへの違法な関与のほか、プロジェクトの違法な下請や丸投げなどがよく見られることを背景に、これらの行為の取り締まり規定が定められている(なお、プロジェクトの下請け、丸投げの制限については、「建築法」にも規定が見られるが、本条例では過料額が明記されるなど、より具体的な規定ぶりとなっている。)

(意見募集期間:2012年11月22日~12月22日)

[原文] 建筑市场管理条例(征求意见稿)

### <レジャー産業>

#### 大型遊具安全監察規定(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、これまで「特殊設備安全監察条例」においてボイラー、エレベータ、重機等とまとめて規制されていた大型遊具を独立して規制の対象に置くものである。大型遊具の設計・製造、設置と登記、使用、点検・修理等について規整が行われている。本規定の上位法令は特殊設備安全監察条例とされている。

(意見募集期間:2012年11月28日~12月10日)

[原文] 大型游乐设施安全监察规定(征求意见稿)

### <品質管理>

#### オーガニック製品認証管理弁法(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] オーガニック製品の認証に関する手続、製品の表示、監督に関する「オーガニック製品認証管理弁法」の改正案である。主要な修正点としては、他国でオーガニック認証を受けた製品を輸入する場合の取扱いに関する規定の新設がある。上位法令は中華人民共和国製品品質法、中華人民共和国輸出入商品検査法及びその実施条例、並びに中華人民共和国認証認可条例である。

(意見募集期間:2012年12月5日~12月16日)

[原文] 有机产品认证管理办法(征求意见稿)

#### 省エネ製品認証管理弁法(改正意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 「省エネルギー法」及び「認証認可条例」に基づき、省エネ製品の認証に関する手続、製品の表示、監督に関する「省エネ製品認証管理弁法」の改正案である。主要な修正点としては、認証證書の有効期間が4年から5年に延長されたこと、認証マークが明確に規定されたこと、規定違反に対する過料の金額が明確にされたことがある。

(意見募集期間:2012年12月5日~12月16日)

[原文] 节能产品认证管理办法(征求意见稿)

#### 製品品質申立処理弁法(意見募集稿)(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 本規定(意見募集稿)は、「製品品質法」に基づき、品質問題について消費者による行政機関への通報とその処理、紛争解決に関して定める弁法の改正案である。主要な改正点とし

ては、(1)本弁法が(a)商品の品質問題について消費者と製造者との間で発生した紛争の調停を求める「苦情申立て」と(b)品質問題について製造者の行政責任を追及するための「通報」を対象とすることを明らかとした点、(2)調停の期間や手続中の調査方法等について詳細な規定が置かれた点がある。

(意見募集期間:2012年11月26日～12月5日)

[原文] 产品质量申诉处理办法 (征求意见稿)

---





# 中国万感



## 【一人っ子政策】

顧問 杜 雲華

周知のとおり中国では 1970 年代後半から一人っ子政策が実施されている。これは「人口及び計画生育法」という法律に基づく政策であり、具体的な内容は各省や直轄市の法令で規定されているが、おおむね次のような内容である。

- ・夫婦が出産できる子は 1 人に限られる。
- ・第 2 子以上を出産した場合には、「社会扶養費」という金銭を納めなければ、その子に中国の戸籍が与えられない。
- ・ただし、一定の例外を満たせば、「社会扶養費」の支払いなしに第 2 子の出産が認められる。

例えば、北京では「社会扶養費」の金額は前年度の夫婦の合計収入の 3～10 倍(具体的な金額は各区の計画生育委員会によって決定される。)とされており、報道によると平均で 30～40 万人民元(約 400～520 万円)とのことである。各省・直轄市により基準は異なり、北京は最も高額に設定されている。

なお、戸籍が与えられないということは、中国で正規の就学・就業やパスポートの取得ができないことを意味し、これは「無戸籍(中国語:黒戸口)」という社会問題となっている。

例外として第 2 子の出産が認められる条件として、代表的には次のようなものがある。

- ・夫婦がともに一人っ子の場合
- ・夫婦が再婚で、一方に自分の実子がない場合
- ・養子縁組後に妊娠が明らかになった場合

このほか、華僑(中国国外に居住する中国国籍の人)や少数民族といった属性に応じた例外も存在する。

以上の一人っ子政策はすでに 30 年以上に渡って継続されており、中国の人口抑制には一定の効果があったとの評価が一般的である。他方で、今後の急激な高齢化への懸念も存在する。最近、人民日報系の英字新聞「China Daily」において政策の見直しの可能性があるとのニュースを耳にしたが、この問題は今後十分な検討が行われるべきであろう。

## ◆TOPICS◆

## 【講演】

2012年12月13日

当事務所のパートナー、嘉納英樹弁護士、中川裕茂弁護士、アソシエイト、大河内 亮弁護士、松本 拓弁護士、長田真理子弁護士が、2012年12月13日に、アジア各国の労働法制に関するセミナーを実施しました。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー38階(総合受付)  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)



### 安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>